

第1編 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、東京モノレール株式会社（以下「当社」といいます。）が、I Cチップを内蔵するカード等に記録された金銭的価値等（以下「Suica」といいます。）の利用者に提供するサービスの内容とその利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 Suicaによるサービスについては、この規則の定めるところによります。

- 2 この規則が改定された場合、以後のSuicaによるサービスについては、当該改定された規則の定めるところによります。
- 3 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第2項、第11条、第15条、第16条第1項から第4項、第17条、第43条、第44条及び第46条に定める事項については、この規則によらない場合があります。
- 4 加盟店での商品購入等にかかわるSuica電子マネーの取扱いについては、「東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則」（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。）等の定めるところによります。
- 5 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(用語の定義)

第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「記名Suica」とは、Suicaのうち個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報が記録されたSuicaをいいます。
- (2) 「無記名Suica」とは、前号以外のSuicaをいいます。
- (3) 「小児用Suica」とは、小児の利用に供する記名Suicaをいいます。
- (4) 「Suica媒体」とは、Suicaとして使用できる当社所定の情報記録媒体をいいます。
- (5) 「S F」とは、当社が相当の対価を得て、Suicaに記録した金銭的価値をいいます。
- (6) 「チャージ」とは、当社の定める方法でSuicaにS Fを積み増しすることをいいます。
- (7) 「デポジット」とは、当社が利用者にSuica媒体を貸与するに際し、貸与終了時に返却することを条件に収受する金銭をいいます。
- (8) 「I Cカード乗車券」とは、本規則に基づき旅客の運送等のサービスを受けられるSuicaをいいます。
- (9) 「モノレールSuica乗車券」（以下「Suica乗車券」といいます。）とは、I Cカード乗車券のうちモノレールSuica定期乗車券以外のものをいいます。
- (10) 「モノレールSuica定期乗車券」（以下「Suica定期乗車券」といいます。）とは、第26条に基づき発売する定期乗車券の情報が記録されたI Cカード乗車券であつ

て、東京モノレール株式会社旅客営業規則（以下「旅客規則」といいます。）に定める定期乗車券に準じて取り扱うものをいいます。

- (11) 「Suica 特別車両券」とは、第 59 条に基づき当該サービスを行う事業者が Suica 定期乗車券又は Suica 乗車券に発売する I Cカード乗車券であって、当該サービスを行う事業者が定める特別車両券に準じて取り扱うものをいいます。
 - (12) 「自動改札機」とは、I Cカード乗車券の改札を行う改札機をいいます。
 - (13) 「最低運賃相当額」とは、第 28 条に規定する I C運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用するもののうち、旅客規則第 39 条第 1 項に規定する旅客の区分ごとに最も低額なものをいいます。
- 2 この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則の定めるところによるものとします。

（契約の成立時期）

第 4 条 本規則に基づく Suica に係る契約の成立時期は、当社が旅客に Suica を交付したときとします。

（Suica カードの貸与及び所有権）

第 5 条 利用者から Suica の利用の申し込みがあった場合は、当社は、Suica として使用できる当社所定のカード型情報記録媒体（以下「Suica カード」といいます。）を利用者に貸与します。

- 2 前項の場合、Suica カードの所有権は当社に帰属します。
- 3 前 2 項の場合、利用者は、Suica カードが不要となったとき又は I Cカード乗車券が無効となったとき若しくはその使用資格を失ったときは、当該 Suica カードを当社に返却しなければなりません。

（デポジット）

第 6 条 前条の規定により、当社は、Suica カードを利用者に貸与する場合、デポジットとして Suica カード 1 枚につき 500 円を現金で収受します。

- 2 当社が貸与した Suica カードを、利用者が当社に返却したときは、第 11 条、第 43 条、第 44 条及び第 46 条に定める場合を除き、デポジットを返却します。
- 3 デポジットは S F の使用等に充当することはできません。

（Suica の発売）

第 7 条 第 5 条により当社が利用者に Suica カードを貸与する場合は、当社は、別に定める方法により、予め S F をチャージした Suica カードを貸与するものとし、利用者から S F 相当額とデポジットを収受します（以下この取扱いを「Suica の発売」といいます。）。

- 2 利用者は、記名 Suica の発売の申し込みの際には、氏名、生年月日及び性別を記載した別に定める申込書を提出しなければなりません（利用者が操作する発売機によって申

込みをする場合は、氏名、生年月日及び性別を発売機によって登録しなければなりません。)

- 3 利用者は、小児用 Suica 発売の申し込みに際しては、当社が別に定める申込書を提出し、かつ係員に公的証明書等を呈示し、当該小児用 Suica の利用者が小児であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、当該小児用 Suica の利用者が満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 Suica として使用できる小児用 Suica を利用者に発売します（利用者が操作する発売機によって申込みをする場合は、氏名、生年月日、性別及び電話番号を発売機によって登録しなければなりません。)
- 4 小児が複数の小児用 Suica を購入することはできません。
- 5 小児が第 6 1 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の I C カードを既に所持している場合、小児用 Suica を購入することはできません。

(変更)

第 8 条 無記名 Suica は、記名 Suica に変更することができます。この場合、前条第 2 項の取扱いを準用します。

- 2 前項の規定にかかわらず、無記名 Suica を小児用 Suica に変更する場合、前条第 2 項の取扱いのうち、利用者が操作する発売機による取扱いはしません。
- 3 小児用 Suica の使用期限を経過したときは、以後当該小児用 Suica を使用することはできません。この場合、当該小児用 Suica は、当社が別に定めるところにより小児用 Suica 以外の記名 Suica への変更又は第 1 5 条の規定により払いもどしを行うことができます。
- 4 小児が小児用 Suica 等（第 6 1 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の I C カードを含む。）を既に所持している場合、他の無記名 Suica を小児用 Suica に変更することはできません。

(制限事項等)

第 9 条 偽造、変造又は不正に作成された Suica を使用することはできません。

(制限又は停止)

- 第 1 0 条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、Suica の発売若しくは再発行等の箇所、枚数、時間又は方法を制限又は停止することがあります。
- 2 Suica の改良その他当社が適切と認める場合には、当社は Suica の利用者に Suica の交換及びそれに相当する措置を求めることがあります。この場合、利用者は交換等に応じるものとします。
 - 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(失効)

第 1 1 条 Suica の発売若しくは交換、S F の使用、S F のチャージ、Suica 定期乗車券の

購入、払いもどし若しくは更新、Suica 特別車両券の購入又は再発行の請求に基づく使用停止措置のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱いが行われない場合には、Suica に係る利用者の権利は失効します。

- 2 故意に Suica を破損させ、本規則の定めるサービスの提供に支障を生じさせた場合には、当該 Suica に係る利用者の権利は失効します。

(チャージ)

第 1 2 条 Suica には、Suica の処理が可能な乗車券類発売機、自動精算機等によってチャージすることができます。ただし、Suica 1 枚あたりの S F の残額は 20,000 円を超えることはできません。

(S F 残額の確認)

第 1 3 条 Suica の S F 残額は、Suica の処理が可能な自動改札機、乗車券類発売機又は自動精算機等によって確認することができます。

(S F 利用履歴の確認)

第 1 4 条 Suica に関する利用履歴は、乗車券類発売機等によって次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴の内容は、S F を使用して乗車し、精算し又は乗車券類等との引換えを行った場合の取扱月日、取扱箇所 (又は運賃収受区間)、取扱後の S F 残額、Suica 特別車両券の購入を行った場合の取扱月日、有効区間、取扱後の S F 残額、チャージを行った場合の取扱月日、取扱後の S F 残額及び S F を使用して商品購入等を行った場合の取扱月日、取扱後の S F 残額とします。
- (2) 2 6 週間を経過した利用履歴は、確認することはできません。
- (3) 利用履歴の印字は、最近の利用履歴から 1 0 0 件までさかのぼることができます。この場合、利用履歴の印字による確認は、以下のものを除き乗車券類発売機等によって行うことができます。ただし、駅により利用履歴の印字による確認ができない場合があります。
 - ア 印字当日に 21 回以上 S F を利用した場合 (入場から出場するまでを 1 回と数えます。) で、利用履歴を印字した時点からさかのぼって最近の 20 回を超える利用履歴 赤字削除
 - イ 出場処理がされていない利用履歴
 - ウ 自動改札機による改札の処理が完全に行われなかったときの利用履歴
 - エ その他、取扱機器による処理が完全に行われなかったときの利用履歴
- (4) 利用履歴の表示は、最近の利用履歴から 20 件まで表示します。ただし、前号ア～エの場合は表示による確認はできません。

(払いもどし)

第15条 Suicaが不要となった場合は、利用者は当社が指定する駅にSuicaカードを返却し、S F残額(10円未満の端数がある場合は、10円単位に切り上げた額。以下本条において同じ。)を一括して払いもどしの請求をすることができます。この場合、Suica1枚につき手数料として220円(S F残額が220円に満たない場合はその額)を支払うものとします。

2 記名Suicaの払いもどしは、別に定める申込書の提出及び公的証明書等の提示により払いもどしを請求する利用者が当該記名Suicaの記名人本人であることを証明した場合に取り扱います。

3 Suica定期乗車券が発売されているSuicaが不要となった場合は、第1項の規定にかかわらず、第47条第1号又は第2号の規定による定期乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額を払いもどします。この場合、Suica定期乗車券1枚につき手数料として220円(定期乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額が220円に満たない場合はその額)を支払うものとします。

4 (削除)

5 第59条に規定する当社以外の交通事業者が提供するサービスがあるSuicaは、利用者が当該サービスの解約等の手続きを行った後に限り、前各項の取扱いを行います。

(紛失再発行)

第16条 記名Suicaの記名人が当該記名Suicaを紛失した場合は、次の各号の条件を満たすときに限って、当社は記名人の再発行の請求に基づいて、請求日翌日の窓口営業開始時間までに紛失した記名Suicaの使用停止措置を行い、14日以内に再発行を行います。ただし、当該記名Suicaに発売したSuica特別車両券がある場合は、当該Suica特別車両券の再発行は行いません。

(1) 再発行の請求に際して、記名人が別に定める申込書をSuicaを取り扱う駅に提出し、かつ公的証明書等を呈示して当該記名Suicaの記名人本人であることを証明できること

(2) 再発行する記名Suicaの引取りに際して、前項号の手続きを行った記名人が記名Suicaの再発行を行う駅に公的証明書等を呈示し、当該記名Suicaの記名人本人であることを証明できること

(3) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること

2 当社は、前項により再発行する記名Suica1枚につき紛失再発行手数料520円を現金で收受します。また、第6条第1項に規定するデポジットを收受します。

3 当社が、記名Suicaの再発行の請求を受け付けた後、利用者はこれを取り消すことはできません。

4 第1項に規定した期間内に、再発行するSuicaの引き取りが行われない場合、当社は、当該請求に基づくSuicaの交付は行いません。

5 利用者は、第11条1項の規定により失効したSuicaの再発行の請求はできません。

- 6 記名Suicaの使用停止措置を行った場合、当該措置を行った記名Suicaを利用者が再び利用することはできません。また、この場合、再発行する記名Suicaの交付を受けない限り、利用者は、使用停止措置を行った記名Suicaで受けていたいずれのサービスも受けることができません。
- 7 無記名 Suica については、いかなる場合においても、第 1 項の規定による紛失再発行及び使用停止措置の取扱いを行いません。

(障害再発行)

第 1 7 条 Suica の破損等によって自動改札機での使用、乗車券類発売機による乗車券類等との引換え又は自動精算機による精算が不能となった場合で、利用者が当該 Suica とともに別に定める申込書を Suica の障害再発行を行う駅に提出したときは、その原因が利用者の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当社は請求日翌日の窓口営業開始時間までに当該 Suica の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は再発行は行いません。また、当該 Suica に発売した Suica 特別車両券がある場合は、当該 Suica 特別車両券の再発行は行いません。

(免責事項)

- 第 1 8 条 当社は、Suica の取扱いについて、取扱時に当該 Suica を所持していた者以外に対する責めを負いません。なお、当該 Suica が記名 Suica の場合、当該記名 Suica を当該記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者の利用について、当該記名人に対する責めを負いません。
- 2 当社が本規則において定める場合又は特に定める場合を除き、利用者がSuica媒体により便益を取得したことによって又はSuica媒体により取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなったことによって、利用者にも不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切その責めを負いません。
 - 3 当社は紛失再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。紛失再発行の請求から使用停止措置が完了するまでの間に、当該記名 Suica の払いもどしやS Fの使用等があった場合、当社はそれらを補償する責めを負いません。

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通則

(I Cカード乗車券による旅客の運送等)

第 1 9 条 I Cカード乗車券による当社線にかかわる旅客の運送等については、この編の定めるところによります。

(運送契約の成立時期)

第 2 0 条 I Cカード乗車券による個別の運送契約の成立時期は、旅客が駅において乗車

の際に自動改札機によって I Cカード乗車券の改札を受けたときとします。

- 2 前項の定めにかかわらず、Suica 定期乗車券による個別の運送契約の成立時期は、Suica 定期乗車券を購入したときとします。

(Suica 定期乗車券における定期乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降の取扱い)

- 第 2 1 条 Suica 定期乗車券を定期乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は Suica 乗車券として取り扱います。

(使用方法)

- 第 2 2 条 旅客は、I Cカード乗車券を用いて乗車するときは、自動改札機による改札を受けて駅に入場し、同一の I Cカード乗車券により自動改札機による改札を受けて、駅から出場しなければなりません。

- 2 前項の定めにかかわらず、旅客は、I Cカード乗車券の S F を乗車券類発売機等によって乗車券類等と引換えることができます。また、入場記録のない Suica 乗車券の S F は、I Cカード乗車券の処理が可能な自動精算機及び窓口多機能機によって他の乗車券にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当できます。
- 3 乗車券類発行機等によって前項の取扱いをする場合であって、S F 残額が引き換える乗車券類等に相当する額又は精算に相当する額に満たない場合は、別に現金又は他の I Cカード乗車券の S F を、当該乗車券類発売機又は自動精算機及び窓口多機能機に充当することにより、乗車券類等と引換え又は精算することができます。ただし、処理する他の I Cカード乗車券の枚数を制限する場合があります。
- 4 前 2 項の場合、I Cカード乗車券の 10 円未満の S F は、運賃等に充当することはできません。

- 5 (削除)

(取扱区間)

- 第 2 3 条 I Cカード乗車券の取扱区間は別表第 1 号のとおりとします。

- 2 (削除)

- 3 前項の定めにかかわらず、自動改札機を設置しない改札口では利用できません。

(制限事項等)

- 第 2 4 条 1 回の乗車につき、2 枚以上の I Cカード乗車券を同時に使用することはできません。

- 2 入場時に使用した I Cカード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該 I Cカード乗車券を使用して再び入場することはできません。
- 3 次の各号の 1 に該当する場合には、I Cカード乗車券を自動改札機で使用することは

できません。

- (1) 入場時のS F残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき (Suica 定期乗車券の券面表示区間内の駅から入場する場合を除きます。)
- (2) 出場時にS F残額が乗車区間のI C運賃に満たないとき
- (3) I Cカード乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるI Cカード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき
- (4) 記名Suicaにおいては、自動改札機による入場若しくは出場、Suica 定期乗車券の発売、S Fの使用又はS Fのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、当社が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき
- (5) 出場時に自動改札機によってI C運賃の減算ができない区間又は経路を乗車したとき

4 乗車以外の目的で駅に入場又は駅から出場することはできません。

5 他の乗車券と併用して使用することはできません。ただし、Suica 定期乗車券の券面表示区間内の駅を発駅又は着駅とする乗車券を併用する場合を除きます。

6 記名Suicaは、記名人以外がI Cカード乗車券として使用することはできません。

7 (削除)

8 (削除)

9 (削除)

10 I Cカード乗車券が使用できない他の鉄道会社線を利用することはできません。

11 記名Suicaは、券面表示事項が不明となったときはI Cカード乗車券として使用できません。この場合、当該記名Suicaを発売する駅に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

12 (削除)

13 不正使用に伴い使用停止となったSuica乗車券、Suica定期乗車券又はSuica特別車両券を使用することはできません。

(制限又は停止)

第25条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、乗車区間、乗車経路、乗車方法又は乗車する列車等の制限をすることがあります。

2 前項に基づくサービスの制限に対し、当社はその責めを負いません。

(Suica 定期乗車券の発売)

第26条 Suica定期乗車券の購入の申込みがあったときは、旅客が所持する記名Suicaに、旅客規則第26条に規定する通勤定期乗車券、旅客規則第26条の2に規定する通学定期乗車券 (旅客規則第26条の2第3項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。) を発売します。ただし、連絡運輸となるSuica定期乗車券は、第59条の規定にかかわらず別に定める鉄道会社線着となるものに限り発売します。

2 (削除)

- 3 前2項にかかわらず、別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券を発売することがあります。
- 4 Suica 媒体を所持しない旅客から Suica 定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、記名 Suica の発売とあわせて取り扱います。この場合、第7条に規定する S F 相当額を受せず発売することがあります。
- 5 無記名 Suica を所持する旅客から Suica 定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、記名 Suica への変更とあわせて取り扱います。
- 6 (削除)

(Suica 特別車両券の発売等)

第27条 (削除)

第3章 I C 運賃

(I C 運賃)

- 第28条 旅客が、第23条に規定する区間内を第22条第1項の規定により I C カード乗車券の S F を利用して自動改札機から入場し、同一の I C カード乗車券により降車駅の自動改札機から出場する場合の運賃は、次条から第36条により算出した額（以下「I C 運賃」といいます。）とします。
- 2 I C カード乗車券を他の乗車券と併用した場合は、I C 運賃は適用しません。ただし、第24条第5項ただし書きの規定による場合を除きます。

(I C 運賃の計算経路等)

- 第29条 I C 運賃の適用は、旅客規則第36条、第37条、第38条の規定を準用します。

(小児の I C 運賃)

- 第30条 小児の I C 運賃は、大人の I C 運賃を折半し、1円未満の端数を切捨てて1円単位とした額（以下この方法を「端数整理」といいます。）とします。

(大人の I C 運賃)

- 第31条 大人の I C 運賃は、旅客規則第36条に規定する対キロ区間制の区数により、次のとおりの1円単位運賃とします。

1区	177円
2区	229円
3区	317円
4区	388円
5区	458円

6区 519円

(地方交通線内相互発着の大人のIC運賃)

第32条 (削除)

(東京山手線内相互発着の大人のIC運賃)

第33条 (削除)

(電車特定区間内相互発着の大人のIC運賃)

第34条 (削除)

(東京附近の大人のIC運賃の特定)

第35条 (削除)

(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人のIC運賃)

第36条 (削除)

(営業キロが10キロメートルまでのIC運賃)

第37条 (削除)

第4章 IC運賃の減算

(Suica乗車券を使用する場合のIC運賃の減算)

第38条 Suica乗車券を第22条第1項の規定により使用する場合、出場駅において、入場駅からの運賃計算経路で算出したIC運賃をSF残額から減算します。この場合、小児用のSuica乗車券にあつては小児のIC運賃を、その他のSuica乗車券にあつては大人のIC運賃を減算します。

(Suica定期乗車券を使用する場合のIC運賃の減算)

第39条 Suica定期乗車券の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第95条に規定する別途乗車として取り扱い、出場駅において券面表示区間外に対して前条の規定により算出したIC運賃をSF残額から減算します。この場合、小児用Suica定期乗車券にあつては小児のIC運賃を、その他のSuica定期乗車券にあつては、大人のIC運賃を減算します。

2 前項にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前条の規定を準用することがあります。この場合、小児用Suica定期乗車券にあつては小児のIC運賃を、その他のSuica定期乗車券にあつては、大人のIC運賃を減算します。

第5章 効力

(Suica 乗車券の効力)

第40条 第22条第1項の規定により使用する場合の Suica 乗車券の効力は次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、片道乗車1回に限り有効なものとしします。この場合、小児用の Suica 乗車券にあつては1枚をもって小児1人、その他の Suica 乗車券にあつては1枚をもって大人1人に限るものとしします。ただし、小児用以外の Suica 乗車券から大人の I C 運賃相当額を減算することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができます。
- (2) (削除)
- (3) 途中下車の取扱いはしません。
- (4) 入場後は、当日に限り有効とします。

(Suica 定期乗車券の効力)

第41条 Suica 定期乗車券は、券面表示区間外であっても、同一の取扱区間内にある駅相互間であれば、前条の規定を準用して乗車することができます。

- 2 小児用 Suica 定期乗車券は、券面表示の当該定期乗車券の有効期間にかかわらず、当該小児用 Suica の有効期限を経過した場合は I C カード乗車券として使用することができません。

(Suica 特別車両券の効力)

第42条 (削除)

(Suica 乗車券が無効となる場合)

第43条 Suica 乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、S Fを含めて無効として回収します。

- (1) 第24条第5項の規定に違反して乗車した場合
- (2) 第24条第6項の規定に違反して乗車した場合
- (3) (削除)
- (4) 第24条第11項の規定に違反して乗車した場合
- (5) 旅行開始後の Suica 乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (6) 係員の承諾を受けずに取扱区間外の区間を乗車した場合
- (7) 係員の承諾なく自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
- (8) 使用資格、氏名、年齢を偽って記名 Suica を使用した場合
- (9) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して記名 Suica を使用した場合
- (10) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 前項第1号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。

(Suica 定期乗車券が無効となる場合)

第44条 Suica 定期乗車券は、前条第1項第1号、第6号、第7号及び第10号の規定並びに旅客規則第67条の規定に該当する場合、S Fを含めて無効として回収します。

(Suica 特別車両券が無効となる場合)

第45条 Suica 特別車両券は、第24条第6項の規定に該当する場合、無効とします。

(不正使用未遂の場合の取扱方)

第46条 偽造、変造又は不正に作成された Suica 乗車券、Suica 定期乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

2 前項に規定するほか、Suica 乗車券、Suica 定期乗車券を不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがあります。

第6章 変更・払いもどし

(定期乗車券のみの払いもどし)

第47条 旅客は、記名Suicaに発売された定期乗車券が不要となった場合は、これをSuica 定期乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、当該 Suica 定期乗車券の記名人本人であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、次の各号により定期乗車券のみを払いもどします。

- (1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどします。
- (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から、旅客規則第109条及び東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第21号。以下「連絡規則」という。）第99条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどします。
- (3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として定期乗車券1枚につき220円を収受します。

(注) Suica 定期乗車券が不要となり、S F残額と同時に払いもどしする場合は、第15条第3項の規定により取り扱います。

(Suica 特別車両券の変更)

第48条 (削除)

(Suica 特別車両券の払いもどし)

第49条 (削除)

第7章 特殊取扱い

(Suica 乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第50条 第43条第1項の各号の1に該当する場合は、乗車駅からの区間に対する旅客規則により算出した普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

- 2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第102条の規定を準用します。

(Suica 定期乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第51条 第44条の規定に該当し Suica 定期乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。

- (1) 第43条第1項第1号、第6号、第7号及び第10条の規定を準用して Suica 定期乗車券を無効として回収した場合、前条の規定を適用して取り扱います。
- (2) 旅客規則第67条の規定に該当し、Suica 定期乗車券を無効として回収した場合
- ア 旅客規則第103条の規定により取り扱います。
- イ 前アの規定により取り扱うほか、旅客規則第67条の第1号から第5号及び第7号から第9号の各号の1に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間(券面表示区間を除きます。)について旅客規則により算出した普通旅客運賃及びその2倍に相当する額の増運賃を合わせて収受します。

(Suica 特別車両券の不正使用等に対する増料金の収受)

第52条 (削除)

(Suica 特別車両券の紛失時の取扱い)

第53条 (削除)

(入場駅と同一駅で出場する場合の取扱い)

第54条 Suica 乗車券又は Suica 定期乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場することなく再び入場駅まで乗車して出場する場合は、第38条の規定にかかわらず、実際乗車区間(券面表示区間内での乗車を除きます。)に対する I C 運賃を支払い、当該 Suica 乗車券又は Suica 定期乗車券の出場処理を受けなければなりません。

- 2 Suica 乗車券を使用して入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、旅客規則第127条の規定に基づき当該入場駅の入場料金相当額を支払い、当該 Suica 乗車券に対する出場処理を受けなければなりません。

- 3 Suica 定期乗車券を使用して当該券面表示区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、前項の規定に準じて取り扱います。

(Suica 特別車両券の有効期間の延長及び特別車両料金の払いもどしの特例)

第55条 (削除)

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第56条 Suica 定期乗車券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第113条に定める定期乗車券の規定により取り扱います。

- 2 Suica 乗車券を所持し乗車する旅客及び Suica 定期乗車券を所持し券面表示区間外を乗車する旅客が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ、請求することができます。

- (1) 発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の運賃は収受しないものとし、無賃送還後に発駅において、当該 Suica 乗車券又は Suica 定期乗車券に対する出場処理を行います。

- (2) 旅行を中止したとき又は発駅に至る途中駅まで送還したとき

旅行中止駅において発駅から当該駅までの区間について第38条及び第39条の規定により算出した I C 運賃を収受します。

- (3) 不通区間を別途旅行するとき

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの区間について前号の規定により取り扱います。

3 (削除)

(Suica 特別車両券の誤乗の取扱方)

第57条 (削除)

(Suica 特別車両券の誤購入の取扱方)

第58条 (削除)

第3編 I Cカード乗車券の相互利用

第1章 通則

(他社線での I Cカード乗車券による乗車の取扱方)

第59条 第23条の規定にかかわらず、別表第2号の1及び別表第2号の2に掲げる当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下「他社線」といいます。）内の I Cカード乗車券が利用できる駅及び車両において、I Cカード乗車券に

よる乗車等の取扱いを行います。

(他社線内における取扱い)

第60条 他社線内におけるI Cカード乗車券による乗車等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、当該I Cカード乗車券に関して当社が保有する個人情報を当該他社に提供することがあります。

(当社以外の事業者が発行したI Cカードによる当社線内における乗車の取扱い)

第61条 当社以外の事業者が発行したI Cカードのうち、当社と相互に利用が可能なものについては、当社線内においてI Cカード乗車券に準じて乗車等の取扱いを行います。

2 当社線内でI Cカード乗車券に準じて利用できるI Cカードを発行する事業者(以下これらを「発行会社」といいます。)は次のとおりとします。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社
- (2) 東京臨海高速鉄道株式会社
- (3) 株式会社パスモ
- (4) 北海道旅客鉄道株式会社
- (5) 株式会社名古屋交通開発機構
- (6) 株式会社エムアイシー
- (7) 東海旅客鉄道株式会社
- (8) 株式会社スルッとKANSAI
- (9) 西日本旅客鉄道株式会社
- (10) 九州旅客鉄道株式会社
- (11) 株式会社ニモカ
- (12) 福岡市交通局
- (13) 削除

3 前項に規定する発行会社が発行したI Cカードで、当社線内において乗車等の取扱いをする場合は、第12条から第14条、第16条から第25条、第27条から第46条及び第48条から第58条の規定を準用します。ただし、当社が発行するI Cカードと同等の形状を有しないI Cカードにあつては、これら準用する規定の一部の取扱いを行わない場合があります。

(注) 第16条及び第17条の規定のうち再発行請求の受付以外の取扱い、第24条第1項の規定のうち再印字の取扱い並びに第15条、第26条及び第47条に規定する取扱いは、当該I Cカードの発行会社(定期乗車券が発売されたI Cカードの場合は、当該定期乗車券を発売した会社)に限り行います。

4 前項にかかわらず、第2項第4号及び第7号に規定する発行会社のI Cカードにあつては、第16条及び第17条に規定する再発行の取扱いを行わないほか、第22条及び第23条に規定する取扱いの一部を行わない場合があります。

5 第3項にかかわらず、第2項第5号、第6号及び第8号から第12号に規定する発行会社のI Cカードにあっては、第16条並びに第17条に規定する再発行の取扱いを行わないほか、第22条及び第23条に規定する取扱いの一部を行わない場合があります。

6 削除

7 第14条の規定にかかわらず、第2項第3号から第13号に規定する発行会社のI Cカードの利用履歴の印字は、最近の利用履歴から20件に限りさかのぼることができます。

(他社の乗車券類の無効回収)

第62条 第43条又は第44条の規定により Suica 乗車券又は Suica 定期乗車券を無効として回収する場合は、第60条の規定により当該 Suica 乗車券又は Suica 定期乗車券に発売された他社の乗車券類も無効として回収します。

第2章 複数の鉄道会社線を乗継ぐ場合の旅客の取扱い

(接続駅で改札を受けずに乗継ぐ場合の運賃の減算)

第63条 Suica 乗車券(第61条第2項第1号から第3号に規定する発行会社のI CカードでSuica 乗車券に相当するものを含む。以下本章において同じ。)で入場し、接続駅において改札を受けることなく当社線を含む複数の鉄道会社線(合わせて4社以内に限り)を乗継いで乗車する場合は、出場駅において、次の各号に定める金額をS F残額から減算します。

- (1) 第2号及び第3号に該当しない場合は、第38条の規定による当社のI C運賃と鉄道会社毎に定める普通旅客運賃(鉄道会社毎にI Cカードに適用する運賃がある場合は、I C運賃に相当する運賃。以下本章において同じ。)との合算額(以下「I C運賃等」といいます。)
- (2) 乗車区間の入場駅及び出場駅が当社線となる場合は、両駅間の経路に他の鉄道会社線を含むときであっても、全乗車区間について当社線を利用した場合の第38条の規定による当社のI C運賃
- (3) 別に定める乗継割引適用区間又は他の鉄道会社が定める割引適用区間が乗車区間に含まれる場合は、第1号の規定により算出した金額から当該割引額を差し引いた金額

(他の鉄道会社線から当社線に乗継いで乗車する場合の割引の適用)

第64条 Suica 乗車券で他の鉄道会社線の駅から入場し、接続駅を経由して当社線の駅で出場する場合(前条に規定する接続駅において改札を受けることがない場合を除きます。)で、別に定める乗継割引適用区間を乗車したときは、第38条の規定にかかわらず当該出場駅において当社のI C運賃から割引額を差し引いた金額をS F残額から減算することができます。

(割引の適用が重複した場合の取扱い)

第65条 Suica 乗車券の乗車区間について第63条第3号又は前条に規定する割引の適用が重複する場合にあっては、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用します。
- (2) 割引額が同一の場合には、乗車区間において最初に発生する割引を適用します。

(Suica 定期乗車券の券面表示区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)

第66条 Suica 定期乗車券(第61条第2項第1号から第3号に規定する発行会社のI CカードでSuica 定期乗車券に相当するものを含む。以下本章において同じ。)の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外に対して第63条から前条の規定を準用して算出したI C運賃等を減算します。この場合、小児用のSuica 定期乗車券にあっては小児のI C運賃等を、その他のSuica 定期乗車券にあっては大人のI C運賃等を減算します。

- 2 前項にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して第63条から前条の規定を準用することがあります。この場合、小児用のSuica 定期乗車券にあっては小児のI C運賃等を、小児用以外のSuica 定期乗車券にあっては大人のI C運賃等を減算します。

(複数の鉄道会社線を乗継ぐ場合のSuica 乗車券の効力)

第67条 接続駅において改札を受けることなく乗継いで乗車する場合は、片道乗車1回に限ります。ただし、Suica 乗車券を使用できない区間及び鉄道会社線をまたがって乗車することはできません。

- 2 途中下車の取扱いはしません。
- 3 入場後は、当日に限り有効とします。

附 則

この規則は、令和6年3月16日から施行します。ただし、従前に発売したモノレールSuicaカードについては、本規則に定める無記名I Cカード乗車券として取り扱います。

別表第1号（第23条）I Cカード乗車券取扱区間

線 区	区 間
東京モノレール羽田空港線	全 線

別表第2号の1（第59条）I Cカード乗車券が利用できる交通事業者（鉄道）

鉄道会社名
東日本旅客鉄道株式会社
埼玉新都市交通株式会社
伊豆急行株式会社
富士急行株式会社
札幌市交通局
仙台空港鉄道株式会社
仙台市交通局
東京臨海高速鉄道株式会社
伊豆箱根鉄道株式会社
江ノ島電鉄株式会社
小田急電鉄株式会社
関東鉄道株式会社
京王電鉄株式会社
京成電鉄株式会社
京浜急行電鉄株式会社
埼玉高速鉄道株式会社
相模鉄道株式会社
首都圏新都市鉄道株式会社
湘南モノレール株式会社
新京成電鉄株式会社
西武鉄道株式会社
多摩都市モノレール株式会社
千葉都市モノレール株式会社
東京急行電鉄株式会社
東京地下鉄株式会社
東京都交通局
東武鉄道株式会社
東葉高速鉄道株式会社
箱根登山鉄道株式会社
北総鉄道株式会社
株式会社舞浜リゾートライン
株式会社ゆりかもめ

横浜高速鉄道株式会社
横浜市交通局
株式会社横浜シーサイドライン
北海道旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
愛知環状鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社
広島電鉄株式会社
広島高速交通株式会社
高松琴平電気鉄道株式会社
あいの風とやま鉄道株式会社
I Rいしかわ鉄道株式会社
九州旅客鉄道株式会社
北九州高速鉄道株式会社
熊本電気鉄道株式会社
西日本鉄道株式会社
福岡市交通局
名古屋市交通局
名古屋臨海高速鉄道株式会社
名古屋鉄道株式会社
豊橋鉄道株式会社
愛知高速交通株式会社
京阪電気鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社
大阪市交通局
大阪市高速電気軌道株式会社
阪神電気鉄道株式会社
大阪高速鉄道株式会社
北大阪急行電鉄株式会社
南海電気鉄道株式会社
泉北高速鉄道株式会社
神戸市交通局
近畿日本鉄道株式会社
京都市交通局
静岡鉄道株式会社
水間鉄道株式会社
京福電気鉄道株式会社

能勢電鉄株式会社
 山陽電気鉄道株式会社
 神戸新交通株式会社
 阪堺電気軌道株式会社
 神戸電鉄株式会社
 北神急行電鉄株式会社
 叡山電鉄株式会社
 岡山電気軌道株式会社
 熊本市交通局
 筑豊電気鉄道株式会社
 函館市企業局

別表第2号の2（第59条） I Cカード乗車券が利用できる交通事業者（バス）

バス事業者名
東日本旅客鉄道株式会社
ジェイアールバス関東株式会社
新潟交通株式会社
ジェイ・アール北海道バス株式会社
株式会社じょうてつ
北海道中央バス株式会社
仙台市交通局
宮城交通株式会社
ジェイアールバステック株式会社
越後交通株式会社
頸城自動車株式会社
泉観光バス株式会社
アイ・ケーアライアンス株式会社
新潟交通観光バス株式会社
株式会社ミヤコーバス
ジェイアールバス東北株式会社
岩手県交通株式会社 *1
伊豆箱根バス株式会社
株式会社江ノ電バス*1
株式会社江ノ電バス横浜*2
株式会社江ノ電バス藤沢*2
小田急バス株式会社
小田急シティバス株式会社
神奈川中央交通株式会社

神奈川中央交通東株式会社
神奈川中央交通西株式会社
川崎市交通局
川崎鶴見臨港バス株式会社
関東鉄道株式会社
関鉄観光バス株式会社
関鉄グリーンバス株式会社
関鉄パープルバス株式会社
関東バス株式会社
京王電鉄バス株式会社
京王バス東株式会社
京王バス中央株式会社
京王バス南株式会社
京王バス小金井株式会社
京成バス株式会社
成田空港交通株式会社
千葉中央バス株式会社
千葉海浜交通株式会社
千葉内陸バス株式会社
東京ベイシティ交通株式会社
ちばフラワーバス株式会社
ちばレインボーバス株式会社
ちばシティバス株式会社
ちばグリーンバス株式会社
京成タウンバス株式会社
京成トランジットバス株式会社
京成バスシステム株式会社
京浜急行バス株式会社
国際興業株式会社
小湊鐵道株式会社
相鉄バス株式会社
西武バス株式会社
西武観光バス株式会社
立川バス株式会社
千葉交通株式会社
京成タクシー成田株式会社
東急バス株式会社
株式会社東急トランセ

東京空港交通株式会社
株式会社リムジン・パッセンジャーサービス
東京都交通局
東武バスセントラル株式会社
東武バスウエスト株式会社
東武バスイースト株式会社
東武バス日光株式会社
朝日自動車株式会社
茨城急行自動車株式会社
国際十王交通株式会社
川越観光自動車株式会社
阪東自動車株式会社
西東京バス株式会社
日東交通株式会社
館山日東バス株式会社
鴨川日東バス株式会社
箱根登山バス株式会社
小田急箱根高速バス株式会社
日立自動車交通株式会社
富士急行株式会社
株式会社フジエクスプレス
富士急湘南バス株式会社
富士急山梨バス株式会社
富士急シティバス株式会社
富士急静岡バス株式会社
船橋新京成バス株式会社
松戸新京成バス株式会社
平和交通株式会社
あすか交通株式会社
西岬観光株式会社
山梨交通株式会社
横浜市交通局
横浜交通開発株式会社
昭和自動車株式会社
西鉄バス大牟田株式会社
西鉄バス北九州株式会社
西鉄バス久留米株式会社
西鉄バス佐賀株式会社

西鉄バス筑豊株式会社
西鉄バス二日市株式会社
西鉄バス宗像株式会社
西日本鉄道株式会社
日田バス株式会社
大分交通株式会社
大分バス株式会社
亀の井バス株式会社
J R九州バス株式会社
宮崎交通株式会社
佐賀市交通局
函館バス株式会社
祐徳自動車株式会社
名古屋市交通局
名古屋ガイドウェイバス株式会社
名鉄バス株式会社
豊栄交通株式会社
株式会社オーワ
大阪市交通局
京都市交通局
水間鉄道株式会社
しずてつジャストライン株式会社
南海バス株式会社
南海ウイングバス金岡株式会社
西日本ジェイアールバス株式会社
近鉄バス株式会社
高槻市交通局
京都バス株式会社
神姫バス株式会社
神姫ゾーンバス株式会社
神姫グリーンバス株式会社
株式会社ウエスト神姫
阪急バス株式会社
阪急田園バス株式会社
神鉄バス株式会社
大阪空港交通株式会社
奈良交通株式会社
エヌシーバス株式会社

京阪バス株式会社
京阪京都交通株式会社
京都京阪バス株式会社
江若交通株式会社
阪神バス株式会社
尼崎交通事業振興株式会社
南海ウイングバス南部株式会社
三重交通株式会社
三交伊勢志摩交通株式会社
三重急行自動車株式会社
八風バス株式会社
本四海峡バス株式会社
神戸市交通局
神戸交通振興株式会社
岡山電気軌道株式会社
両備ホールディングス株式会社
下津井電鉄株式会社
中鉄バス株式会社
関西空港交通株式会社
大阪シティバス株式会社
南海りんかんバス株式会社
和歌山バス株式会社
和歌山バス那賀株式会社
九州産交バス株式会社
産交バス株式会社
熊本電気鉄道株式会社
熊本バス株式会社
熊本都市バス株式会社
広島電鉄株式会社
エイチ・ディー西広島株式会社
瀬戸内海汽船株式会社
宮島松大汽船株式会社
広島観光開発株式会社
JR西日本宮島フェリー株式会社
瀬戸内産交株式会社
さんようバス株式会社
有限会社なベタクシー
富士交通株式会社

有限会社野呂山タクシー
朝日交通株式会社
有限会社東和交通
呉交通株式会社
有限会社倉橋交通
いわくにバス株式会社
広島バス株式会社
広島交通株式会社
広交観光株式会社
芸陽バス株式会社
備北交通株式会社
中国ジェイアールバス株式会社
石見交通株式会社
鞆鉄道株式会社
株式会社フォーブル
株式会社中国バス
株式会社井笠バスカンパニー
有限会社君田交通
ことでんバス株式会社

*1 2019年4月1日に取扱いを開始する。

*2 2019年3月31日をもって取扱いを終了する。